

## 横浜国際港都建設計画防災街区整備方針の変更

横浜国際港都建設計画防災街区整備方針を次のように変更する。

防災街区整備方針

「別添のとおり」



横浜国際港都建設計画  
防災街区整備方針

平成 29 年 月  
横 浜 市

## 目次

1	策定の目的	1
2	防災街区整備の基本的な方針	1
3	防災再開発促進地区	
(1)	防災再開発促進地区の指定	1
(2)	防災再開発促進地区の整備に関する方針	1
(3)	防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要	2
4	防災公共施設	2
(1)	防災公共施設の指定	2
(2)	防災公共施設及びこれと一体となって延焼の拡大防止を図る建築物等の整備の計画の概要	2

## 1 策定の目的

本市における都市計画に関する方針は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「都市再開発の方針」、「住宅市街地の開発整備の方針」及び「防災街区整備方針」があり、そのうち本方針は、密集市街地内の各街区について防災街区としての整備を図ることを目的とする。

「都市再開発の方針」、「住宅市街地の開発整備の方針」及び「防災街区整備方針」の都市計画決定権限が平成 24 年 4 月に、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の都市計画決定権限が平成 27 年 6 月に本市へと移譲されたことから、地域の自主性及び自立性を高めるという法改正の趣旨を踏まえ、以前にも増して、独自性と総合的な視点をもった都市計画の積極的な活用を図り、その潜在力を最大限に引き出していくことが求められる。

## 2 防災街区整備の基本的な方針

平成 24 年 10 月に公表した「横浜市地震被害想定」では、火災による焼失棟数及び死者数がこれまでの想定に比べ激増したことから、「燃えにくいまち・燃え広がらないまち」を実現するために、対象地域を絞り込み、出火率の低減や初期消火力の向上等の「地域防災力・消防力向上施策」と、火災に強い都市空間の形成に資する「防災まちづくり施策」との両輪で地震火災対策を進める。

このうち、「防災まちづくり施策」については、延焼遮断帯の形成に資する都市計画道路の整備や建築物の不燃化の推進を図るとともに、木造住宅密集市街地等の延焼の危険性が高い地域において、建築物の不燃化、狭あい道路の拡幅整備、公園・防火水槽の整備等を重点的に行うことにより、延焼防止上及び避難上必要な機能を確保し、併せて土地の合理的かつ健全な利用を図り、災害に強い都市の実現を目指す。

## 3 防災再開発促進地区

### (1) 防災再開発促進地区の指定

特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区で、延焼の危険性が高い地域について、別表 1 及び附図のとおり防災再開発促進地区を指定し、延焼の拡大防止と避難地・避難路等の確保及び土地の合理的かつ健全な利用を目的とした市街地の形成を図る。

### (2) 防災再開発促進地区の整備に関する方針

都市計画道路等の広幅員道路の整備や沿道建築物の不燃化等を進めるとともに、街区内部の建築物の不燃化、老朽建築物等の除却、狭あい道路の拡幅整備、小広場・防火水槽の整備等を進めることにより、地震火災の延焼の拡大防止及びきめ細かな避難路の確保を図る。

整備改善にあたっては、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、土地区画整理事業、街路事業等の事業的手法と、都市計画法、建築基準法、密集市街地整備法等の規制・誘導的手法とを連携するなど、柔軟で多様な手法の活用を図る。

また、老朽化建築物等の密集する地域においては、地域住民との協働で防災まちづくり計画を策定し、地域の防災性の向上と住環境の改善を進めるなど、身近できめ細かな取組の推進を図る。

**(3) 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要**

防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要は別表1のとおりである。

**4 防災公共施設**

**(1) 防災公共施設の指定**

防災再開発促進地区内で、延焼遮断帯の早期形成に向けた整備が必要な都市計画道路について、別表2及び附図のとおり防災公共施設を指定し、沿道の建築物の不燃化と合わせて、地震火災の延焼の拡大防止を図る。

**(2) 防災公共施設及びこれと一体となって延焼の拡大防止を図る建築物等の整備の計画の概要**

防災公共施設及びこれと一体となって延焼の拡大防止を図る建築物等の整備の計画の概要は別表2のとおりである。